

○派遣等中の自衛官が離職し又は死亡した場合の取扱に関する通達

昭和 35 年 7 月 27 日

海幕総人第 2 号の 225

海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

派遣等中の自衛官が離職し又は死亡した場合の取扱に関する通達

派遣、入所、入校又は入院（以下「派遣等」という。）中の自衛官が派遣等のまま離職し又は死亡した場合の取扱については、下記の要領により処理することと定められたので命により通達する。

記

- 1 原所属への復帰又は退院の命令は、発令を要しないこと。
- 2 当該自衛官の身分上の事項に関する取扱は、原所属部隊等において行なうこと。このため、派遣等先にあつては、原所属部隊等と連絡し、当該自衛官にかかる関係書類を送付する等事務処理に支障をきたさないように努めること。